



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年8月5日火曜日 第1480号

## ◇ 目次 ◇

新たに生じた土地の確認（上浦町）.....	843
字の区域の変更（ " ）.....	843
新たに生じた土地の確認（御荘町）.....	843
字の区域の変更（ " ）.....	843
災害対策基本法による指定地方公共機関の指定の一部改正.....	843
不健全な図書類等の指定.....	843
指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（3件）.....	845
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）.....	845
保安林予定森林.....	846
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....	846
道路の区域変更（県道榑生大洲線）.....	847
道路の供用開始（ " ）.....	847
道路の区域変更（県道小倉三間線）.....	847
道路の供用開始（ " ）.....	847
落札者等の告示.....	848

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1585号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、上浦町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は上浦町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
上浦町大字盛2772から2774まで、2778、2779、2783から2786まで及び3852の地先	8,915.59

### ○愛媛県告示第1586号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、上浦町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第1590号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字盛	上浦町大字盛2772から2774まで、2778、2779、2783から2786まで及び3852の地先 公有水面埋立地	8,915.59

### ○愛媛県告示第1587号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、御荘町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は御荘町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
御荘町平山525から527までの地先	553.37

### ○愛媛県告示第1588号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、御荘町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
平山	御荘町平山525から527までの地先 公有水面埋立地	553.37

### ○愛媛県告示第1589号

災害対策基本法による指定地方公共機関の指定（昭和37年10月愛媛県告示第786号）の一部を次のように改正する。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

「株式会社伊予テレビ」を「株式会社あいテレビ」に改め、四国瓦斯株式会社の次に次のように加える。

社団法人愛媛県歯科医師会

社団法人愛媛県薬剤師会

社団法人愛媛看護協会

## 図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑 誌	15 029	制服がるるん娘。Vol.13	9月号増刊	(株) 一 水 社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	15 030	S e f u r e ! 4	9月号増刊	(株) 一 水 社	
"	15 031	超スキお姉ちゃん vol.28	8月号増刊	(株) 一 水 社	
"	15 032	ONe - x VOL.3	9月号増刊	(株) 英 和 出 版 社	
"	15 033	DOスル? VOL.4	9月号増刊	(株) 英 和 出 版 社	
"	15 034	きれいな熟女さん 第3号	8月増刊号	三 和 出 版 (株)	
"	15 035	ちいちゃん。VOL.08	8/1増刊号	(株) 大 洋 図 書	
"	15 036	AV現場X'Press	8月創刊号	(株) 東 京 三 世 社	
"	15 037	CITY PRESS NO.192	9月号	(株) 東 京 三 世 社	
"	15 038	チョベリグ!!! VOL.67	8月号	(株) 東 京 三 世 社	
"	15 039	クラスでいちばんかわいい娘 VOL.6	8月号増刊	(株) 日 本 出 版 社	
"	15 040	若妻体験王 vol.1	8月号増刊	平 和 出 版 (株)	
"	15 041	CeLeb girls vol.007	8月号増刊	(株)マガジンマガジン	
"	15 042	シェイク・ヒップ VOL.04	8月号増刊	雄 出 版 (株)	
"	15 043	アクションカメラ vol.260	8月号	ワニマガジン社	
"	15 044	comic TENMA	8月号	(株) 茜 新 社	
"	15 045	COMIC Mate	9月号	(株) 一 水 社	
"	15 046	コミック メガストア	9月号	(株)コアマガジン	
"	15 047	COMIC 美味しい熟女	9月号	(株) 司 書 房	
コミック誌	15 048	筋肉男	Vol.5	(有) 光 彩 書 房	
ビデオテープ	15 049	隠語でオナニー 11	SDE-39	S u p e r e D e s i r e	
"	15 050	巨乳美少女伝説「しのぶ引退記念作品」VOL3	CLS-005	C O L O S S E U M	
"	15 051	絶倫淫乱熟女	ZIJ-01	淫 乱 マ ダ ム 社	
"	15 052	東京覆面倶楽部 下着 椿レイ	GTF-002	T o k y o F u k u m e n C l u b	
"	15 053	松浦唯 勝手にしやがれ	ks-02	C h a n n e l V i n c .	
"	15 054	NY帰りの帰国子女 ユミ20歳 私のア♡コに出しなさい11	WV-11	ワーストビジョン	
DVD	15 055	TABOO 美竹涼子	XV-126	(株)マックス・エー	
"	15 056	lesbian night レズビアンナイト	BNDV-00129	(株)ビデオバンク	

○愛媛県告示第1591号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	所在地 変更後	
38000300008113	有限会社光タクシ	新居浜市喜光地町二丁目2番22号	八田康次	児童居宅介護	光ライフサポート	新居浜市船木字松岡4433-1	新居浜市高木町2-20	平成15年6月18日

○愛媛県告示第1592号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	所在地 変更後	
38000100007117	有限会社光タクシ	新居浜市喜光地町二丁目2番22号	八田康次	身体障害者居宅介護	光ライフサポート	新居浜市船木字松岡4433-1	新居浜市高木町2-20	平成15年6月18日

○愛媛県告示第1593号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	所在地 変更後	
38000200008114	有限会社光タクシ	新居浜市喜光地町二丁目2番22号	八田康次	知的障害者居宅介護	光ライフサポート	新居浜市船木字松岡4433-1	新居浜市高木町2-20	平成15年6月18日

○愛媛県告示第1594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市宮下、下三谷、下吾川、中山町佐礼谷、双海町上灘地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・伊予山海地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成15年8月6日から9月2日まで
- 縦覧場所  
伊予市役所、中山町役場、双海町役場

る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・伊予山海地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成15年8月6日から9月2日まで
- 縦覧場所  
伊予市役所

○愛媛県告示第1596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、双海町大字串地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年8月5日

○愛媛県告示第1595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市宮下、上三谷、上吾川、三秋、稻荷地域に係

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・伊予山海地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年8月6日から9月2日まで
- 3 縦覧場所  
双海町役場

## ○愛媛県告示第1597号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年8月5日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
西宇和郡保内町宮内6番耕地895の1、6番耕地895の2、6番耕地896の1、6番耕地896の3、6番耕地896の4、6番耕地917、6番耕地918、6番耕地932、7番耕地33、7番耕地37
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
越智郡朝倉村大字朝倉上甲1から甲3まで、甲4の1、甲5、甲6、甲8の1、甲8の2、甲9、甲10、甲18、甲19、甲23、甲26の1、甲26の2、甲28、甲30、甲32、甲33、甲35から甲37まで、甲43の2、甲43の4、甲53の3、甲55、甲73の1、甲75の2、甲76、甲77、甲2956、甲2960、甲2989、乙5、乙8、乙12の1、乙14の1、乙14の2、乙17、乙21の1、乙23の1、乙68
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所  
八幡浜市日土町字王伝美羅8番耕地3533の1
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに八幡浜市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第1598号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成15年8月5日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

第9条第3項第1号中「第3号」を「次号」に、「場合又は」を「とき又は」に改め、「場合であつて、当該転用又は伐採除去（以下「転用等」という。）に係る面積が1事業年度の1施行地について1ヘクタール以上である」を削り、同条第4項第1号中「転用等」を「転用又は伐採除去」に改める。

第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第1 1の部<sup>(1)</sup>の項補助基準の欄中「作業路」の下に「（造林用資材及び労務の搬入等の作業のため一時的に設置する簡易な施設をいう。以下同じ。）」を加え、同部<sup>(4)</sup>の項工の目同欄中「流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業における森林整備協定造林の」を削り、「Ⅶ齡級」の下に「（広葉樹を除く。）」を加え、同部<sup>(5)</sup>の項ウの目同欄中「同上」を「Ⅷ齡級以下（広葉樹にあつては、Ⅻ齡級以下）」に改め、同表2の部<sup>(5)</sup>の項工の目同欄中「広葉樹」の下に「を主体とする場合」を、「Ⅻ齡級以下」の下に「とし、Ⅶ齡級の下層木（広葉樹を主体とする場合を除く。）については、地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に存するものに限る。」を加え、同表3の部<sup>(1)</sup>の項同欄中「長伐期施業」を「地域森林計画において水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能又は保健文化機能のいずれかが高い森林とされており、かつ、森林施業計画等において長伐期施業を実施することが明記されている森林において、長伐期施業」に改め、同表備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 流域循環資源林整備事業の3は、民有林人工林率が50パーセント以上又は県若しくは森林法第5条第1項の森林計画区の平均以上であり、かつ、公益的機能別施業森林のうち複層林施業又は長伐期施業を推進すべきものとされている森林の面積比率が県の平均以上で

ある市町村内の森林において実施するものとする。  
別表第2 1の表2の部(1)の項補助基準(経費の内容)の欄中「搬出集積」の下に「野生生物の生息の場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備」を加え、同部(2)の項同欄中「

又は生育環境の保全、」を「若しくは生育の環境の保全又は」に、「餌木」を「餌木等」に改め、同表3の部(1)の項同欄中「給排水施設」の下に「防護柵」を加える。

○愛媛県告示第1599号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	櫛生大洲線	大洲市上須戒丁526番3から 同市上須戒丁546番8地先まで	旧	メートル 4.0~20.6	キロメートル 0.225	
			新	8.6~57.4	0.208	

○愛媛県告示第1600号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	櫛生大洲線	大洲市上須戒丁526番3から 同市上須戒丁546番8地先まで	平成15年8月5日

○愛媛県告示第1601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	小倉三間線	北宇和郡広見町大字西野々1357番から 同大字1331番1地先まで	旧	メートル 4.4~35.3	キロメートル 0.245	
			新	10.0~41.9	0.245	
"	"	北宇和郡広見町大字西野々1368番地先から 同大字1241番1地先まで	旧	4.6~12.3	0.260	
			新	6.8~27.6	0.260	

○愛媛県告示第1602号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	小倉三間線	北宇和郡広見町大字西野々1357番から 同大字1331番1地先まで	平成15年8月5日

"	"	北宇和郡広見町大字西野々1368番地先から 同大字1241番1地先まで	"
---	---	----------------------------------------	---

## ○愛媛県告示第1603号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年8月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
電子計算機の借上げ 一式	愛媛県警察本部総務室会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成15年7月25日	エヌイーシーリース株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	7,138,950円 (月額)	一般競争入札	平成15年6月13日